

市民税・県民税申告のご案内

申告期間は2月12日(金)～3月15日(月)

市民税・県民税は、私たちの日常生活に身近なかかわりをもつ県や市の仕事のための費用を、住民がその負担能力(所得)に応じて分担し合うという性格の税金です。申告の必要な皆さん一人ひとりから所得を申告し、所得に応じた税負担をしていただくことは、すべての方の課税の公平性を維持するために必要不可欠です。

申告が必要な方

市民税・県民税の申告が必要と思われる方には、あらかじめ市から通知を出していますが、通知を受けていなくても次のような方は申告をしてください。

住所があり、 平成22年1月1日に大田原市に

○平成21年中に事業所得や地代・家賃などの不動産所得、土地などの譲渡所得、その他所得があった方。

○給与所得がある方で、「給与支払報告書」が勤務先から市税務課に送付されていない方(勤務先に確認してください)や平成21年中に退職した方。

※確定申告をする方や、昨年の所得が年末調整をした給与所得のみで勤務先から「給与支払報告書」が市役所に送付される方は、市民税・県民税の申告をする必要がありません。

申告をするとき



○年金所得のみの方でも、申告をして各種控除(配偶者控除など)を受けることで、税負担が軽減される場合があります。

○融資や児童扶養手当、保育園の入園などの手続きをする方や、市営住宅に入居している方は、所得の状況を示した各種証明書の提出が必要になります。これらの証明書の交付を受けるためには申告してあることが必要です。また、国民年金の免除申請、国民健康保険加入者の保険料の軽減を判定する際にも申告をすることが必要になりますので、必ず申告してください。

申告に必要な書類

- 申告書(申告会場にも用意してあります)
- 印鑑および預金通帳(口座番号が確認できるもの。所得税が還付になる場合必要となります)
- 源泉徴収票(原本。写しは不可)
- 所得金額がわかる書類(給与支払証明書・収支内訳書など)
- 所得控除を受けるための書類(生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料・国民健康保険

税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・身体障害者手帳・医療費などの領収書または証明書)

○不動産所得がある方は、固定資産税の課税明細書または市税務課発行の名寄公課資料など

○医療費控除には、要介護認定を受けた方が一定の施設・居宅サービスを利用したときの自己負担も含まれます。控除を受けるときは領収書の添付が必要です。

○医療費控除を受けようとする方は、事前準備として、領収書などでその年中に支払った医療費総額を計算してきてください。

申告をするときの注意事項



- 市税務課や各支所の窓口では申告できませんので、必ず指定会場で申告してください。
- (ただし、収入のない方の申告を除く)
- 受付時間

午前の部	午前8時30分～11時
午後の部	午後0時30分～4時
- 混雑を軽減するため、11ページの表のとおり受付日と会場を指定しましたので、ご協力をお願いいたします。
- 昨年の申告会場として利用した次の施設は、今回、会場が変更となっておりますのでご注意ください。
- ・両郷出張所
↓建て替えにより、新しい出張所での受付となります。

○順番は申告内容により変更になる場合もありますのでご了承ください。

農業所得を申告するとき

- 事前に収支内容をまとめてお持ちください。収支内容をまとめていないと、実際にかかった経費も必要経費として認めることができなくなり、思いがけない課税が発生する場合があります。日ごろから記帳できるよう心がけ、スムーズに申告ができるよう事前準備をお願いします。
- お持ちいただくもの
 - ・収支内容をまとめたノート
 - ・根拠となる領収書(レシートも可)
 - ・米等農産物などの販売数量、販売金額が記載してある明細
 - ・農業に関する交付金・助成金などの通知
- ・通帳(平成21年1月～12月までの取引内容が記載されているもの)
- ・取得価格が10万円以上の農業用資産を所有している方は、減価償却の方法により経費計上することとなりますので、農機具などの名称、取得年月、取得価格を確認しておいてください。
- 経費として認められるものはあくまで農業をするうえで負担したのみです。毎年、家庭用で支払ったものを含めて経費計上する方も見られますので、ご注意ください。
- 農地をすべて貸付、小作料として現金やお米で受け取る場合は、農業所得ではなく「不動産所得」

として申告が必要になります。その場合、貸地にかかる固定資産税や土地改良費を負担していれば経費となります。

住宅ローン減税制度

○居住者が住宅ローンなどを利用して住宅を新築した場合などで、一定要件に当てはまるときに、住宅ローン減税制度の適用を受けられます。ただし、適用を受ける初年度は、確定申告の時期に必要な書類を添えて税務署で手続きをしなければ制度の適用を受けられません。

○平成18年末までに入居、または平成21年中に入居し、住宅ローン減税制度の適用を受け、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度分の市民税・県民税の所得割から一定金額を限度とし税額控除を受けられます。(平成20・21年度市民税・県民税の住宅ローン減税制度の適用を受けるためには、申告書の提出が必要でしたが、平成22年度からは原則不要となりました。)

収入のない方の申告

収入のない方で申告書を自書することができない方は、申告書に必要な事項を記入押印して申告会場や市税務課窓口直接お持ちください。

くか、郵送にて市税務課に送付していただくこともできます。申告会場で順番待ちをする手間が省けて大変便利です。会場の混雑の軽減にもなりますので、ご協力をお願いいたします。

ホームページを利用した申告書作成を

○市のホームページで市民税・県民税申告書の様式をダウンロードできます。記載例も参照できますので、ご利用ください。

■ <http://www.city.ohkawara.tochigi.jp>

○国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、確定申告書や収支内訳書などが作成できます。作成した申告書に添付書類を添えて、郵送で税務署に提出することもできますのでご利用ください。

なお、電子申告(e-tax)を利用すればさらに便利に申告できます。

※電子申告にはインターネットに接続できるパソコン、電子証明書、ICカードリーダーライターなどが必要になります。詳しくは次のホームページをご覧ください。

・ 国税庁
 ■ <http://www.nta.go.jp/e-tax>



お問い合わせ

■ <http://www.e-tax.nta.go.jp>
 ■ (23) 8725

平成21年分市民税・県民税申告日程表

受付日	大田原地区			湯津上・黒羽地区			
	会場	午前の部 8:30~11:00	午後の部 0:30~4:00	会場	午前の部 8:30~11:00	午後の部 0:30~4:00	
2月	12日(金)	野崎地区公民館 (野崎研修センター)	下石上		須賀川出張所	須佐木	
	15日(月)		薄葉・平沢	上石上		須賀川	
	16日(火)		薄葉			川上・南方	須賀川・雲岩寺
	17日(水)	親園地区公民館 (農村環境改善センター)	親園	親園・荻野目	湯津上支所	北滝	片田
	18日(木)		花園	実取		亀久	矢倉・蛭田
	19日(金)		滝沢・滝岡	宇田川		蛭田	
	22日(月)	佐久山地区 公民館	佐久山			湯津上	
	23日(火)		佐久山	福原	湯津上	湯津上・小船渡	
	24日(水)		大神	福原・藤沢			
	25日(木)	金田北地区 公民館	中田原		両郷出張所 (新)	大輪	河原
26日(金)	中田原・町島・荒井・岡		戸野内・練貫・乙連沢	両郷・川田		中野内	
	市野沢		今泉・羽田	久野又		寺宿・木佐美・大久保	
3月	1日(月)	金田南地区 公民館	富池	小滝	黒羽支所	堀之内	黒羽田町
	2日(火)		北金丸	北金丸・奥沢		前田	前田・八塩
	3日(水)		南金丸	南金丸・上奥沢・赤瀬		北野上	
	4日(木)	倉骨	鹿畑・北大和久	湯津上支所	狭原	佐良土	
	5日(金)	富士見	山の手・城山		佐良土		
	8日(月)	紫塚	元町・新富町		蛭畑		
	9日(火)	大田原地域 職業訓練センター	末広	中央・本町	黒羽支所	新宿・片府田	片府田
	10日(水)		美原	美原・住吉町		黒羽向町	
	11日(木)		浅香	浅香・若松町		余瀬	大豆田
	12日(金)		若草	若草・加治屋		蜂巢	桧木沢
15日(月)				寒井			